

# 平成 28 年 2 月

## 遊佐町農業委員会第 11 回総会議事録

1. 開催日程 平成 28 年 2 月 25 日（木） 午後 2 時 00 分～5 時 00 分
2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室
3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について  
報告事項 2 賃借料の変更通知書の受理について

議第 50 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について  
議第 51 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について  
議第 52 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権の設定許可申請について  
議第 53 号 非農地証明願いについて  
議第 54 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について  
議第 55 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

#### 4. 出席委員 (16 名中 14 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	今井 彰	2	佐藤 重一	3	伊原ひとみ		
5	齋藤 誠喜			7	川俣 義昭	8	渡会 健
9	菅原 幸男	10	荒生あや子	11	今野 一彦	12	鈴木 寿一
13	本間 克修	14	菅原 寛志	15	佐藤 充	16	高橋 正樹

#### 5. 欠席委員 (2 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
4	池田 俊明	6	石垣 敏勝				

#### 6. 事務局出席者 (3 名)

堀 修事務局長、今野信雄次長、佐藤 結主事

#### 7. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

#### 8. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 2 月定例会を開催します。</p> <p>はじめに、10 番荒生あや子懲罰副委員長より本日の出欠状況の報告をお願いします。</p> <p>(10 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
10 番荒生あや子委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>欠席委員 2 名、出席委員 14 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会に関する法律、第 21 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは会長よりご挨拶をお願いします</p>
会長	<p>最近、暑くなったり、寒くなったりと気象の変動が激しいようです。風邪をひかないよう自己管理程宜しくをお願いします。</p> <p>企業の農地所有について、政府は国家戦略特区法の改正案を今国会に提出することを決めました。農業分野の抜本的改革を柱にしたい考えで、農地の荒廃を防ぐ措置を条件に特区内で企業の農地所有を解禁する案が有力だと言っています。農業生産法人の出資制限を緩和し、企業が 1/2 以上出資できるようにする。農業関係者以外の経営支配が可能になり、実現すれば農業者だけに農地の所有権取得を認めてきた農地制度の大転換となります。ちなみに現在企業が農業法人に出資できる比率は原則 25%以下に制限されています。4 月に施行される改正農地法で出資制限の比率は 50%未満に緩和されます。特区の指定を受けている兵庫県の市では、農業委員会の業務の市への移管という規制改革事項を提案し勝ち取った所もあります。果たして、こんなことでしっかり農地を守ることができるのか心配でなりません。これからも注視していきたいものです。</p> <p>本日は、2 月定例総会提出されました全議案に対し、慎重審議下さいますようお願いしまして、挨拶と致します。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規程」により、会長が当たることになっておりますので、高橋会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規程による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では 3 番伊原ひとみ委員、5 番齋藤誠喜 委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の佐藤主事を指名します。</p> <p>それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p>

	<p>始めに、報告事項の番号 1 から 2 について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(報告事項、朗読説明)
事務局	<p>補足説明いたします。総会議案書の 2 頁をご覧ください。</p> <p>報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について 合計 3 件、全て農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号 70 計 5 筆、8,345 m<sup>2</sup> 番号 71 計 3 筆、15,170 m<sup>2</sup> 番号 72 計 4 筆、7,007 m<sup>2</sup></p> <p>以上 3 件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>報告事項 2. 賃借料の変更通知書の受理について</p> <p>番号 44 から番号 52 までは、借人はすべて同一人です。</p> <p>番号 44 計 1 筆、5,961 m<sup>2</sup> 変更前の賃借料は 21,000 円で、これを 18,000 円に変更します。</p> <p>番号 45 計 1 筆、3,131 m<sup>2</sup> 変更前の賃借料は 21,000 円で、これを 18,000 円に変更します。</p> <p>番号 46 計 1 筆、2,063 m<sup>2</sup> 変更前の賃借料は 21,000 円で、これを 18,000 円に変更します。</p> <p>番号 47 計 1 筆、5,521 m<sup>2</sup> 変更前の賃借料は 15,600 円で、これを 15,000 円に変更します。</p> <p>番号 48 計 3 筆、9,485 m<sup>2</sup> 変更前の賃借料は 16,400 円で、これを 12,000 円に変更します。</p> <p>番号 49 計 4 筆、19,911 m<sup>2</sup> 変更前の賃借料は 18,000 円で、これを 16,000 円に変更します。</p> <p>番号 50 計 6 筆、14,644.40 m<sup>2</sup> 変更前の賃借料は 18,000 円で、これを 16,000 円に変更します。</p> <p>番号 51 計 8 筆、15,699 m<sup>2</sup> 変更前の賃借料は 15,000 円で、これを 12,000 円に変更します。</p> <p>番号 52 計 1 筆、3,548 m<sup>2</sup> 変更前の賃借料は 21,000 円で、これを 18,000 円に変更します。</p> <p>番号 53 から 55 は全て農地利用円滑化団体である農協を通じた契約で、借人はすべて同一人です。</p> <p>番号 53-1、53-2 計 3 筆、10,463 m<sup>2</sup> 船津田を 21,000 円から 19,000 円に、上野沢を 13,000 円から 11,000 円に、 上野沢を 16,000 円から 14,000 円に変更します。</p> <p>番号 54-1、54-2 計 7 筆、17,795 m<sup>2</sup> 野沢道と船津田を 21,000 円から 19,000 円に、上野沢を 16,000 円から、 14,000 円に変更します。</p>

	<p>番号 55-1、55-2 計 8 筆、7,985 m<sup>2</sup></p> <p>仁田々と宅内を 22,000 円から 19,000 円に、上野沢を 13,000 から 11,000 円に変更します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問、意見無し)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第 50 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかなため、通知の受理のみで足りる内容になっております。</p> <p>個別にご説明いたします。</p> <p>番号 238 計 3 筆、12,390 m<sup>2</sup></p> <p>解約の事由は契約期間変更のためで、解約後は議第 55 号(2)番号 719 で同一人と契約します。</p> <p>番号 239 計 2 筆、36,000 m<sup>2</sup></p> <p>解約の事由は耕作不便のためで、解約後は議第 55 号(2)番号 716 で第 3 者と契約します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行ないます。何か質問・意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。議第 50 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり受理する事に決定いたします。</p> <p>次に議第 51 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 2 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による所有権の移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げ</p>

	<p>る効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。個別にご説明いたします。</p> <p>番号 16 計 1 筆、307 m<sup>2</sup></p> <p>贈与による所有権の移転です。譲受人の田に囲まれた場所にあり、杉沢の基盤整備にかかる田です。杉沢地区担当の今野委員に現地調査をお願いしておりますので、補足説明等ありましたらお願い致します。</p> <p>番号 17 計 1 筆、759 m<sup>2</sup></p> <p>10a あたり 300,000 円で総額は 227,700 円で売買による所有権の移転です。</p> <p>譲受人の希望によるもので、これまでも相対で譲受人が作付していた畑を購入するものです。</p> <p>尚、現地調査を、稲川地区担当の今井委員をお願いしておりますので、補足説明などありましたら後程よろしくお願ひいたします。</p> <p>番号 18 計 1 筆、517 m<sup>2</sup></p> <p>贈与による所有権移転です。譲受人の父親が譲渡人と売買をしていたものの、登記を変更しないまま今に至ったため、改めて所有権移転の許可を取るものです。</p> <p>尚、現地調査を高瀬地区担当の鈴木寿一委員をお願いしておりますので、補足説明等ありましたらお願い致します。</p>
議長	<p>それでは、番号 16 について 11 番今野委員より報告願ひます。</p> <p>(11 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
11 番今野一彦委員	<p>14 日に現地調査に行ってきました。雪がありあまりよく現状がわかりませんでしたでしたが、あちらこちらに笹竹が生えておりました。今回、贈与で所有権移転という事で面積も 307 m<sup>2</sup>ですし、場所も見て頂ければわかるように譲受人の土地の中に申請地がありますので贈与で問題無いと思います。</p>
議長	<p>それでは番号 17 について 1 番今井委員より報告願ひます。</p> <p>(1 番今井彰委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番今井彰委員	<p>14 日に現地調査に行ってきました。申請地周辺に私の畑もありよく見ておりますが、いつもきれいに管理されておりますので何ら問題無いと思います。</p>
議長	<p>それでは番号 18 について、12 番鈴木委員より報告願ひます。</p> <p>(12 番鈴木寿一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
12 番鈴木寿一委員	<p>14 日に現地を見て来ました。ちょうど雪もなく申請地の状況を確認することができました。昨年もしっかりと作付けした後もありましたし、事務局の説明にもありましたが、売買後登記変更せず至今已に至ったようなので問題無いと思います。</p>
議長	<p>それではただいまの事務局からの説明、現地調査の報告がありました。発言のある方は挙手願ひます。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

	<p>よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 51 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議題 52 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。</p> <p>農地法第 3 条による使用貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 号の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。個別にご説明いたします。</p> <p>審査基準書は 3 頁をご覧ください。</p> <p>番号 21 のみ、新規設定が 1 件です。</p> <p>番号 21 計 1 筆、1,600 m<sup>2</sup></p> <p>貸人が経営移譲年金を受給するための使用貸借権の設定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入りますが、只今の事務局の説明に対し何か質問・意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 52 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 52 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議題 53 号 非農地証明願について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。議案書の 14 頁をご覧ください。</p> <p>番号 8、計 1 筆、117 m<sup>2</sup></p> <p>過去に農業用施設用地が建設されており、解体後 20 年以上が経過し、現</p>

	<p>況は宅地になっています。固定資産税宅地で課税されています。</p> <p>農地への復元は困難であることから、現況非農地として証明してよろしいかご審議をお願いします。</p> <p>申請地は都市計画区域外、農業振興地域の農用地外、土地改良事業の受益地外となっております。</p> <p>審査基準書の 5 頁に位置図と字限図、補足説明資料の 1 頁に現況写真を掲載しております。</p> <p>先日、川俣義昭土地専門部会長、高橋正樹会長、齋藤誠喜委員の 3 名で現地調査をおこなっておりますので、補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>番号 9 計 2 筆、1122 m<sup>2</sup></p> <p>耕作放棄地後 20 年以上経過し成木した松林となっております。固定資産税も宅地介在雑種地として課税されております。農地への復元は困難であることから、現況非農地として証明してよろしいかご審議をお願いします。</p> <p>なお、申請地は都市計画区域内、農業振興地域区域外、土地改良事業の受益地外となっております。</p> <p>審査基準書の 6 頁に位置図と字限図、補足説明書の 2 頁に現況写真を掲載しております。</p> <p>先日、川俣義昭土地専門部会長、高橋正樹部会長、佐藤充委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは 7 番川俣土地専門部会長より現地調査の報告を願います。</p> <p>(7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番川俣義昭委員	<p>番号 8 から報告いたします。19 日に申請地をみてきました。今、事務局からも説明がありましたが解体後 20 年以上経過しているとの事でしたし、補足説明資料の現地調査写真でもわかるように雪で何もわかりませんでした。両隣が宅地で密接しいましたので農地として復元することは困難ではないかと見て来ました。</p> <p>番号 9 ですが、説明にもあったように松林になっており、農地への復元は不可能だと見て来ました。</p>
議長	<p>それでは、5 番齋藤誠喜委員より報告願います。</p> <p>(5 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
5 番齋藤誠喜委員	<p>番号 8 の現地調査を 19 日に行ってきました。ただ今部会長より報告があったとおり雪で見えなかったのですが、川俣部会長とも協議して非農地にするのは妥当ではないかと思いました。</p>
議長	<p>それでは 15 番佐藤充委員より報告願います。</p> <p>(15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤充委員	<p>番号 9 について報告致します。松林になっている状態でしたの非農地にするのは問題無いと思います。</p>
議長	<p>私も一緒に現地を見て来ましたが、現地調査を行った委員と同じ意見です。</p>

	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議題 53 号非農地証明願いについて、原案の通り可決する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 53 号について原案の通り許可する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 54 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。議案書は 16 頁をご覧ください。</p> <p>番号 3 計 1 筆、225 m<sup>2</sup></p> <p>申請地は野沢下集落の北西部に位置し、住宅が連単した地域にあり、分家住宅を新築するために申請したものです。</p> <p>また、農業振興地域内の農用地区域外、土地改良事業受益地外、都市区域外で、野沢下集落の連担した区域にあり、小規模で生産性の低い農地のため、判断基準のその他の農地で第 2 種農地と判断されます。住宅用地で集落に接続していること、周辺に申請地以外に目的を達成する土地が見当たらないこと、土地改良施設への影響もないこと、周辺農地への影響もないことから、許可相当と判断します。詳しくは、審査基準書の 7 頁に位置図と字限図、8 頁に立地基準、9 頁に一般基準、補足説明資料の 3 頁に意見書(案) 4 頁に現地調査写真を掲載しております。</p> <p>先日、川俣義昭土地専門部会長、高橋正樹会長、齋藤誠喜委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、補足説明がありましたらお願い致します。</p> <p>次に番号 4 について説明します。</p> <p>番号 4 計 1 筆、77 m<sup>2</sup></p> <p>申請地は八日町集落の北東部に位置し、住宅が連たんした区域にあり、駐車場を整備するために申請したものです。</p> <p>また、申請地は遊佐の市街地にあり、都市計画区域で第 2 種住居地域に指定された区域内にある農地のため、第 3 種農地に区分されます。第 3 種農地については、原則転用可能と考えます。必要な資金も確保しており、転用の確実性があり、計画面積も駐車場を巡回スペースの配置から適当な面積と考えられます。土地改良受益地外で、当該施設もなく、周辺農地への影響もないことから、許可相当と判断しました。</p>



	<p>詳しくは、審査基準書の 15 頁に位置図、字限図、16 頁に立地基準、17 頁に一般基準、補足説明資料の 5 頁に意見書(案)、6 頁に現地調査写真を掲載しております。</p> <p>先日、川俣義昭土地専門部会長、高橋正樹会長、齋藤誠喜委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>次に番号 5 について説明します。この農用地については、平成 27 年 9 月総会で遊佐農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会の意見を求められた農用地です。現在、計画変更手続き中で、農用地区域から除外中です。平成 28 年 2 月 2 日に変更計画の縦覧告示がなされており、今後変更がなされる予定です。</p> <p>この農用地については、10ha 以上の集団農地と接続しており、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は原則不許可ですが、許可基準の「水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの」に該当し、他に替える土地がないこと、計画面積も適当であること、土地改良受益地外で、当該施設もなく、周辺農地へ影響もないことから、許可相当と判断しました。詳しくは審査基準書の 20 頁に位置図、字限図、21 頁に立地基準、22 頁に一般基準、補足説明資料の 7 頁に意見書 (案)、8 頁に現地調査写真を掲載しております。</p> <p>先日、川俣義昭土地専門部会長、高橋正樹会長、佐藤充委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、補足説明がありましたらお願いします。</p>
議長	<p>それでは 7 番川俣土地専門部会長より現地調査の報告を願います。 (7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番川俣義昭委員	<p>番号 3 から報告致します。事務局から説明あったように分家住宅建築のための転用で周辺の農地への影響は無いと見て来ました。母屋と申請地とは繋がっており何ら問題は無いと思います。</p> <p>番号 4 ですが、審査基準書にもあるように駐車場の入口が申請地になっているようです。状況から見ても妥当であると思います。</p> <p>番号 5 についてですが、先ほど説明にもありましたが、県の事業ということでこれからの遊佐町の水産業に関わる事になると思いますので、積極的に関わって成功して頂きたいという気持ちも含めまして妥当であると感じて来ました。</p>
議長	<p>それでは、5 番齋藤委員より報告願います。 (5 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
5 番齋藤誠喜委員	<p>川俣委員と同じですが、分家住宅の建設ということで現地調査の際に説明も聞くことが出来ました。話の内容も含め問題無いと思います。</p> <p>番号 4 ですが、駐車場を作るということで現地調査をした限り問題無いと感じて来ました。</p>
議長	<p>それでは 15 番佐藤充委員より報告願います。 (15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤充委員	<p>番号 5 について報告いたします。鮭のふ化場ということで県の事業で行うということでしたので頑張って頂きたと思います。</p>

議長	<p>私も申請箇所を全て見て来ましたが、許可相当と見て来ました。 ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決いたします。 議題 54 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 54 号について原案の通り許可相当の意見書を添付して、県知事に進達することに決定致します。 次に、議第 55 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは、補足説明致します。審査基準書 30 頁をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1) 所有権移転が 2 件、(2) 利用権の設定が 45 件となっております。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>(1)所有権移転 番号 13 計 5 筆、7,304 ㎡ 10a あたりの単価は 600,000 円で、総額は 4,382,400 円です。こちらは譲渡人の規模拡大のためで、売買で取得するものです。 番号 14 計 2 筆、4,833 ㎡ 10a あたりの単価は 186,219 円で、総額 900,000 円です。 譲受人の規模拡大のためで、売買での取得です。</p> <p>(2) 利用権設定 番号 697 計 6 筆、11,877 ㎡ 期間は 3 年 2 ヶ月、単価は 10 a あたり 18,000 円で同一人と再設定です。 番号 698 計 1 筆、133 ㎡ 期間は 3 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。 番号 699 計 15 筆、27,073 ㎡ 期間は 3 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で、同一人と再設定です。 番号 700 計 1 筆、463 ㎡ 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 5,000 円で同一人と再設定です。</p>

番号 701 計 5 筆、15,980 m<sup>2</sup>

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 702 計 11 筆、16,068 m<sup>2</sup>

期間は 5 年、単価は田が 10 a あたり 5,000 円、畑が 10 a あたり 2,000 で新規に設定です。

番号 703 計 16 筆、18,307 m<sup>2</sup>

期間は 5 年、単価は田が 10 a あたり 5,000 円、畑が 10 a あたり 2,000 円で新規に設定です。

番号 704 から 710 まで、借人はすべて同一人です。

番号 704 計 1 筆、3,021 m<sup>2</sup>

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 705 計 3 筆、1,622 m<sup>2</sup>

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 706 計 1 筆、206 m<sup>2</sup>

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 707 計 14 筆、23,468 m<sup>2</sup>

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 708 計 2 筆、1,731 m<sup>2</sup>

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 709 計 2 筆、1,524 m<sup>2</sup>

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 710 計 4 筆、5,688 m<sup>2</sup>

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 711 計 2 筆、16,276 m<sup>2</sup>

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 25,000 円で同一人と再設定です。

番号 712 計 6 筆、18,582 m<sup>2</sup>

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 25,000 円で同一人と再設定です。

番号 713 計 2 筆、4,268 m<sup>2</sup>

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 20,000 円で同一人と再設定です。

番号 714 計 4 筆、5,240 m<sup>2</sup>

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 715 計 1 筆、5,734 m<sup>2</sup>

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 716 計 2 筆、36,158 m<sup>2</sup>

期間は 9 年 2 ヶ月、総額 400,000 円と米 1 俵で新規に設定です。

番号 717 計 10 筆、18,806 m<sup>2</sup>

期間は 10 年、単価は田が 10 a あたり 17,000 円、畑が 10 a あたり 0 円で、同一人と再設定です。

番号 718 計 2 筆、1,758 m<sup>2</sup>

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 719 計 3 筆、12,390 m<sup>2</sup>  
期間は 10 年、単価は 10 a あたり 20,000 円で同一人と再設定です。

番号 720 計 5 筆、10,044 m<sup>2</sup>  
期間は 10 年、単価は 10 a あたり 20,400 円で同一人と再設定です。

番号 721 計 1 筆、3,847 m<sup>2</sup>  
期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 722 計 1 筆、2,641 m<sup>2</sup>  
期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 723 計 7 筆、5,672.65 m<sup>2</sup>  
期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 724 計 4 筆、7,194 m<sup>2</sup>  
期間は 10 年、単価は 10 a あたり 20,000 円で同一人と再設定です。

番号 725 計 4 筆、3,305.64 m<sup>2</sup>  
期間は 10 年、単価は 10 a あたり 19,000 円で同一人と再設定です。

番号 726 計 6 筆、16,302 m<sup>2</sup>  
期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 727 計 3 筆、6,544 m<sup>2</sup>  
期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 728 計 3 筆、4,473 m<sup>2</sup>  
期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 729 計 1 筆、1,711 m<sup>2</sup>  
期間は 3 年、物納 150 kg で同一人と再設定です。

番号 730 計 4 筆、4,613 m<sup>2</sup>  
期間は 3 年、単価は 10 a あたり 19,000 円で同一人と再設定です。

番号 731 は農地円滑化団体である農協を通じた契約です。

番号 731-1.2 計 1 筆、3,131 m<sup>2</sup>  
期間は 9 年 9 ヶ月、単価は 10 a あたり 12,000 円で新規に設定です。

番号 732 から 741 まで、農地中間管理機構を通じた契約で、借人はすべて公益財団法人やまがた農業支援センター理事長細谷知行です。

番号 732 計 4 筆、4,425 m<sup>2</sup>  
期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で新規に設定です。

番号 733 計 5 筆、7,818 m<sup>2</sup>  
期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で新規に設定です。

番号 734 計 4 筆、9,453 m<sup>2</sup>  
期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 735 計 3 筆、4,266 m<sup>2</sup>  
期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で新規に設定です。

番号 736 計 1 筆、2,046 m<sup>2</sup>  
期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で新規に設定です。

	<p>番号 737 計 5 筆、5,176 m<sup>2</sup>  期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で新規に設定です。</p> <p>番号 738 計 1 筆、2,224 m<sup>2</sup>  期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で新規に設定です。</p> <p>番号 739 計 7 筆、20,079 m<sup>2</sup>  期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で新規に設定です。</p> <p>番号 740 計 6 筆、6,917 m<sup>2</sup>  期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円と 15,000 円で新規に設定です。</p> <p>番号 741 計 7 筆、7,681 m<sup>2</sup>  期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 で新規に設定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、15 番佐藤充委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤充委員	<p>2 月 19 日に、この会議室で 5 名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>事務局より補足説明があるようなのでお願いします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>番号 731 についてですが、賃借人が酒田市の農事組合法人です。酒田市の最高賃借料が 10 a あたり 12,000 円ということで、今回酒田市の賃借料に合わせたようです。</p> <p>農地中間管理事業のやまがた農業支援センターとの契約については、今年度の最終の追加分となります。名義が変わった、手続きを忘れていた方の分を今回最終で総会に諮りました。申請締め切り後も何件か問い合わせがありましたので、他にもいるのではないかと心配しております。手続きが終わってから亡くなられた方もいらっしゃいますので、リストを作り随時手続きを行う予定です。</p> <p>番号 702、703 についてですが、現在広野地区で地域おこし協力隊で活動している方が賃借人の元で農業を教えて頂きながら新規就農するとのことでした。今までも山手の方で草刈りや農作業を手伝っていたこともありますし、審査基準書を見て頂いても分かるようになりかなり広範囲で尚且つ分散しているようなので農業委員の方も心配されると思いますが、本人も場所は全て把握しておりますし、賃借人も認定農業者でもありますのできちんと指導して頂けると思います。最終的には農地を取得できるレベルまでくれば売買で取得をしたいと考えているようです。この申請地は、後継者がいない状態で賃借人も施設に入所しており耕作して頂ける方を探していました。今回申請地の状況もわかったうえで賃借人の元で新規就農をしたいという方が手を</p>

	挙げて頂いたことに胸を撫で下ろしている次第です。
議長	<p>それでは、質疑に入りますが、只今の事務局の説明に対し何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(14 番菅原寛志委員が挙手し、議長が指名する)</p>
14 番菅原寛志委員	番号 738 以降、賃借料が 17,000 円となっておりますが、何か理由があるのですか。
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明致します。今回申請に上がっている案件については大概法人で作付け致します。その際、12 月の総会の時もご説明致したと思っておりますが遊佐町の参考賃借料や共済の収量を基に賃借料を設定致しました。</p> <p>蕨岡法人、南西部法人については共済の収量を元に賃借料を算定しましたし、杉沢については、法人内で賃借料を設定してもらいました。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 55 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 55 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案の通り許可することに決定いたします。以上で議事を終了いたしますが、その他何かございますか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 2 月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>